

Qパートで働く主婦です。夫の扶養控除の対象からはずれてしまうのが心配なのですが？



A

パート収入は、通常給与所得になります。パートの年収額から給与所得控除（年収161万9,000円未満は一律65万円）を差し引いた給与所得が38万円以下であれば配偶者控除が受けられます。なお、給与所得が38万円を超えても、76万円未満であれば配偶者特別控除が受けられます。また、給与所得金額が34万円（市県民税の所得割非課税限度額）または38万円（所得税基礎控除額）を超えると、奥さん自身にも、市県民税または所得税がかかる場合があります。

奥さんのパートの収入と税金の関係は、次のようになります。

| パートの年収 ()内は給与所得金額 | 夫の所得から配偶者 控除の適用が… | 夫の所得から配偶者 特別控除の適用が… | パート収入に自分自 身の市県民税が… | パート収入に自分自 身の所得税が… |
|-----------------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|
| 99万円 (34万円) 以下 | 受けられる | 受けられる | かからない | かからない |
| 99万円 (34万円) 超 103万円 (38万円) 未満 | | | かからない | |
| 103万円 (38万円) | 受けられない | 受けられない | かかる場合が あります | かかる場合が あります |
| 103万円 (38万円) 超 141万円 (76万円) 未満 | | 受けられる | | |
| 141万円 (76万円) 以上 | | 受けられない | | |

税務課市県民税担当
66-1116

平成6年分の課税売上高が3千万円を超える個人事業者は、消費税の確定申告が必要です。申告と納税は3月31日までに済ませましょう。
豊橋税務署
問合せ先
(☎) 0532-526201



消費税

個人事業税は、前年分の事業の所得について申告することになっていますが、所得税の確定申告から市・県民税の申告をした人は、申告の必要はありません。ただし、いずれかの申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を必ず記入してください。

個人事業税

早期提出個別相談会へどうぞ

税理士による個別無料相談会を、次の日程で開設します。お気軽にご利用ください。

とき 2月17日(月)～2月19日(水)
午前10時～正午 午後1時～4時

ところ 蒲郡商工会議所2階ホール

注意 ・自分で分かるところは記入してお越しく下さい。
・帳簿、関係書類(昨年の控えを含む)、控除証明書、印鑑等も持参してください。

無料税務相談所へどうぞ

税理士の無料税務相談が、次の日程で開設されます。お気軽にご利用ください。

とき 2月25日(火)～3月7日(金)
(土曜日と日曜日を除く)

午前9時30分～正午
午後1時～4時

ところ 蒲郡商工会議所
蒲郡市民体育センター